

## 部活動見直しに向けた今年度の取り組みと今後の予定について

## 1. 令和元年度

- (ア) 目的：社会のニーズや子どもの実態にあった持続可能な部活動運営を目指す。
- (イ) メンバー：学校教育課
- (ウ) 検討内容：主に市教委案を小中学校校長会と協議した。その中で部活動の意義や問題点、大会廃止への懸念などが多数寄せられた。そこで来年度、田原市部活動ガイドラインを策定するとともに部活動検討委員会を立ち上げ、様々な立場の方から部活動の最適な在り方の検討を継続していくこととした。

## 2. 令和2年度

- (ア) 目的：部活動の在り方についての方針を決定する過程を明確にした上で、さらに協議を深めるため、多様な立場の人たちの意見を伺い、田原市の子供たちの実態や社会の要請・要望にあった持続可能な部活動の在り方を考える
- (イ) メンバー：教育部（学校教育課、スポーツ課、生涯学習課）、校長会、教頭会、PTA、コミュニティ連合会、体育連盟、スクールバンド協会の各代表者

## (ウ) 検討結果：

- 部活動には自主性や自発性など、先行きが不透明な時代を生き抜く力をはぐくんだり、普段の学校生活では体験し得ない体験や感情の喚起ができたりするなど、大きな意義がある。しかしながら、授業準備や研修、個別対応などの業後の時間を確保するため、運営方法を見直す必要がある。
  - 見直しを進める際には急激に変化させるのではなく、保護者や地域の理解を得ながら緩やかに変化させていくことが望ましい。
- ※来年度も部活動検討委員会を設置し、子供たちの業後の過ごし方の中で、部活動の関わり方や在り方などを協議し、その結果を教育委員会に報告する。

## 3. 令和3年度

- (ア) 目的：多様な立場の人たちの意見を伺い、田原市の子供たちの実態や社会の要請・要望にあった持続可能な部活動の在り方を考える
- (イ) メンバー：教育部（学校教育課、スポーツ課、生涯学習課）、校長会、教頭会、PTA、コミュニティ連合会、文化協会、スポーツ協会の各代表者
- (ウ) 検討結果：部活動検討委員会を3回開催し、田原の子どもに望む業後時間の過ごし方と中学校における休日の部活動の在り方について検討した。

- 子ども自身が業後や休日の過ごし方を決め、活動することを目指す。そのために、部活動の参加希望制を推進するとともに、学校や行政、各協会等関係諸機関は環境整備や情報提供を行う。
- 中学校の休日の部活動は令和7年度には完全に「※（仮称）休日の活動」に移行する。

検討のポイントは以下の通りである。

【田原の子どもに望む業後時間の過ごし方について】

- 平日は小学校、中学校ともに部活動を実施する。
- 部活動の参加希望制を推進し、部活動以外の活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 子どもが参加可能な活動を集約し、学校から子どもと保護者に周知する。
- 協会所属でコンクールや大会に参加できるように参加規程の拡大を働きかける。
- 市内で行われるイベントや行事を積極的に学校に周知する。

【中学校における休日の部活動の在り方について】

- 令和3年度から令和7年度にかけて段階的に実施日を減らし、令和7年度より休日は部活動を行わない。
- 大会やコンクール前、また練習試合を行う場合など教員が土曜日に部活動を行う条件について検討していく。
- ※ 文部科学省は「地域部活動」を提唱しているが、田原市はあえて「(仮称) 休日の活動」とした。それは、文部科学省が提唱する「地域部活動」は、平日に学校の教員が指導者となり行っている部活動を、休日は別の指導者が指導するとしている。それに対し、田原市としては、休日に子どもが自分で選択し、部活動の枠を超えた多様な活動に取り組みるようにしたいと考えており、部活動と区別しやすくするため、別名称とした。

(エ) 今後の予定

- 令和3年度中に、教育委員会は学校を通して、令和4年度以降の部活動の実施方法について児童生徒とその保護者に周知し、理解を得る。
- 「(仮称) 休日の活動」の募集方法、費用など具体的な内容をまとめ、スムーズな移行が行えるように準備する。
- 部活動を行わない週末に、教員が部活動を行う場合の条件整備を進める。
- 部活動の枠を超えた子どもの業後や休日の過ごし方、子どもと田原市民とのスポーツや文化的活動との関わりについて検討する場を持つ。メンバーは令和3年度部活動検討委員会もとに、より多岐にわたるメンバー構成を考えている。

(オ) 部活動の活動時間等の変遷について（田原市部活動ガイドラインより）

実施年度	活動日数及び時間	
	小学校	中学校
2年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日と長期休業中に週3日以内</li> <li>・ 平日1時間半以内、長期休業中2時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日週4日以内と毎週土曜日</li> <li>・ 長期休業中は平日5日以内</li> <li>・ 祝日は学校ごとに決める</li> <li>・ 平日2時間程度、休日と長期休業中に3時間程度</li> </ul>
3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日と長期休業中に週3日以内</li> <li>・ <u>平日1時間以内</u>、長期休業中2時間以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日週3日以内と土曜日。<u>ただし月に1回は土日の連休をとる</u></li> <li>・ 長期休業中は平日5日以内</li> <li>・ 祝日は学校ごとに決める</li> <li>・ <u>平日1時間30分程度</u>、休日と長期休業</li> </ul>

		中に3時間程度 ※テスト週間以外に2週間ほどのオフ期間を年1回以上設定することを明記した。
	「本人や保護者の希望を尊重することが望ましい」と参加希望制について明記	
4年度	・令和3年度と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日週3日以内と土曜日月2日まで。ただし、6月と9月は月3日まで活動することができる</li> <li>・長期休業中は平日5日以内</li> <li>・祝日は学校ごとに決める</li> <li>・平日1時間30分程度、休日と長期休業中に3時間程度</li> <li>※テスト週間以外に2週間ほどのオフ期間を年1回以上設定することを明記した。</li> </ul>
	「部活動への参加希望制を推進し、それぞれが選択した幅広い活動（「(仮称) 休日の活動」）に打ち込めるようにしたい」と参加希望制を推進した。	

※令和4年度以降の方針（案）は以下の通り

5年度	令和4年度と同様に実施する
6年度	小学校は令和4年度と同様に実施する 中学校は土曜日の部活動を月1日まで実施する。その他は令和4年度と同様に実施する
7年度	中学校も土曜日の部活動は実施しない。「(仮称) 休日の活動」に取り組めるようにする

(カ) 他市の予定

- ・ 豊橋市：小学校は実施していない（のびるんでスクールを実施）。中学校は令和4年度より週に平日週3日90分以内、土曜日月2日まで実施可。参加大会数の見直し。
- ・ 豊川市：令和5年度から小学校は体連の大会を実施しない（25/26校が大会廃止を希望した）。中学校は令和5年度から平日週3日、土曜日月2日に縮小する方向で検討中。
- ・ 蒲郡市：小学校は令和4年度より常設部活動は廃止。中学校は令和4年度に検討委員会を立ち上げ、令和5年度9月ごろ（夏の大会終了後）から平日週3日90分以内、土曜日月2日まで実施可に縮小する方向で検討する。
- ・ 新城市：令和4年度に検討委員会を立ち上げる。令和5年度9月より中学校は新城クラブ（近隣2中学校で週2日合同部活動）を実施する構想がある。小学校は春と秋に期間を決めて運動部活動を実施している。